

青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条～第9条（略）</p> <p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者（同条第3項ただし書の規定により監理技術者補佐（監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を置く場合にあつては、監理技術者及び監理技術者補佐）。以下同じ。）</p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第2号において、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任とする。ただし、監理技術者補佐を置く場合は除く。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第1条～第9条（略）</p> <p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者。以下同じ。）</p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第2号において、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任とする。</p> <p>3～6（略）</p>
<p>第11条～第20条（略）</p> <p>（著しく短い工期の禁止）</p> <p>第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</p>	<p>第11条～第20条（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第21条～第35条（略）</p> <p>（前払金の使用）</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。</p>	<p>第21条～第35条（略）</p> <p>（前払金の使用）</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p>
<p>以下略</p>	<p>以下略</p>